

II-6 その他の添付書類

◆ 添付書類の確認

移行認定の申請に当たっては、上記IIの申請書のほか、次の添付書類を提出する必要があります（整備法 § 103 II、整備法施行規則 § 11）。

添付漏れがないよう、下表の右欄 に「✓」を記載しながら、確認してください。

<記載例>



添付書類一覧	
① 定款（特例民法法人としての定款）	<input type="checkbox"/>
② 定款の変更の案（認定を受けた後の法人としての定款）	<input type="checkbox"/>
③ 定款の変更に関し必要な手続を経ていることを証する書類 （社員総会・評議員会等の議事録の写し）	<input type="checkbox"/>
④ 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
⑤ 役員等就任予定者の名簿	<input type="checkbox"/>
⑥ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類	<input type="checkbox"/>
⑦ 確認書	<input type="checkbox"/>
⑧ 許認可等を証する書類（※許認可等が必要な場合のみ）	<input type="checkbox"/>
⑨ 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（過去3カ年に滞納処分がないことの証明）	<input type="checkbox"/>
⑩ 前事業年度の事業報告及びその附属明細書	<input type="checkbox"/>
⑪ 事業計画書	<input type="checkbox"/>
⑫ 収支予算書	<input type="checkbox"/>
⑬ 前事業年度末日の財産目録	<input type="checkbox"/>
⑭ 前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書	<input type="checkbox"/>
⑮ 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（前年度の正味財産増減計算書等）	<input type="checkbox"/>
⑯ 事業・組織体系図（※作成不要の場合あり）	<input type="checkbox"/>
（以下は必要な場合に提出すべき添付書類）	
⑰ 最初の評議員の選任に関する旧主務官庁の認可書の写し（※特例財団法人の場合のみ）	<input type="checkbox"/>
⑱ 社員の資格の得喪に関する細則（※特例社団法人の場合であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ）	<input type="checkbox"/>
⑲ 会員等の位置づけ及び会費に関する細則（※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ）	<input type="checkbox"/>

（注）

- ③ 特例社団法人の場合は社員総会議事録の写し、特例財団法人の場合は理事会議事録、評議員会議事録等の写しを添付してください。
- ④ 登記事項証明書は、発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書の写しを提出してく

ださい。

- ⑥ 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるよう定める必要があります。
- ⑧ 事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合、許認可証の写しを提出してください。なお、この場合、事業そのものを反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等（事業許可等）が対象となりますので、事業に一時的、付随的に必要な許認可等に係る許認可証の提出は不要です。
- ⑨ 過去3年間以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。国税にあつては「納税証明書（その4）」になります。）を添付してください。「納付税額等の証明書」ではありませんので、ご注意ください。なお、地方税にあつては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在地について提出してください。
- ⑩ 申請日の属する事業年度の前事業年度に係るものを添付してください。なお、前事業年度の末日から3ヶ月以内に申請する場合において同事業年度に係るものを作成していないときにあつては、前々事業年度に係るものを添付してください。
- ⑪⑫
 1. 申請日以降の事業年度に係るものを添付してください。例えば、4月1日から翌年3月31日までの1年間を1事業年度とする法人が、平成21年10月に申請する場合は、平成21年4月から平成22年3月までの事業年度か、平成22年4月から平成23年3月までの1事業年度に係るものかのいずれかになります。
 - 1) 特例民法法人としての最終事業年度（移行の登記日の前日を末日とするもの）に係るもの、2) 申請日の属する事業年度の前事業年度に係るもの、3) 新公益法人としての初年度（移行の登記日を開始日とするもの）に係るもののいずれでもありませんので、ご注意ください。
 2. 収支予算書の様式は特に定めませんが、損益計算ベースの収支予算数値が記載されている必要があります（収支計算ベースの収支予算書の提出は不要です。）。なお、事業別に区分されていない場合には、別表Gを別途作成して頂くこととなります。
- ⑬⑭ 申請日の属する事業年度の前事業年度の末日におけるものを添付してください。なお、前事業年度の末日から3ヶ月以内に申請する場合において同事業年度の末日に係るものを作成していないときにあつては、前々事業年度の末日におけるものを添付してください。
- ⑮ 申請日の属する事業年度の前事業年度に係る損益計算書（正味財産増減計算書）を添付してください。なお、前事業年度の末日から3ヶ月以内に申請する場合において同事業年度に係る損益計算書（正味財産増減計算書）を作成していないときにあつては、前々事業年度に係るものを添付してください。
- ⑰ 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによることとされています。
 - 1) 移行認定の申請をする前に（新制度上の）評議員を置く場合と、2) 移行期間中に（新制度上の）評議員を置かず、移行と同時に（新制度上の）評議員を置く場合の2とあります。その方法については、6頁の「最初の評議員の選任方法」を参照ください。

なお、⑤の「役員等就任予定者の名簿」と⑦の「確認書」については、この申請書に特有の書類ですので、様式を用意しています。その記載要領は、54頁以降をご覧ください。

⑯事業・組織体系図については、掲載した作成例を参考に作成してください。その他の添付書類については、それぞれ所定のもので差し支えありません。

また、電子申請の場合は、ワードプロセッサ等で作成した電子ファイルを PDF 化した電子データや、スキャナで取り込んだ PDF 形式の電子データによる提出も可能です。

◆ 役員等就任予定者の名簿

事業 年度	年	月	日	法人コード	
事業 年度	年	月	日	法人名	

役員等就任予定者の名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ 氏 名	年齢・性別	生年月日	性別	住所
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子



移行後最初の評議員（特例財団法人の場合）、理事、監事の就任予定者を記載してください。
申請日現在、社員総会等における選任がまだの者がある場合でも、申請自体は可能ですが、その場合は、その者の氏名等は名簿に記載せずに、申請後に選任を行い、その者を追加した名簿を、速やかに提出してください。



行政庁は、役員等就任予定者の住所地の市町村に確認する場合がありますので、居所（例：会社の所在地）ではなく、生活の本拠たる住所（民法 § 22、§ 23）を記載してください。

2. 理事（注）

フリガナ 氏 名	年齢・性別	生年月日	性別	住所	代表 理事
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子	
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子	

注：代表理事就任予定者は、その者の「代表理事就任予定者」の欄にチェックを入れてください。

3. 監事

フリガナ 氏 名	年齢・性別	生年月日	性別	住所
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男 子
	年齢・性別	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	女 子

<個人情報の取扱いについて>

認定を受けた後、公益認定が取り消された場合には、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する欠格事由の発生に必要な範囲内で、欠格事由に該当する評議員、理事及び監事の氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合があります。このことにつき、就任予定者の同意を得た上で、記載してください。

◆ 確認書

事業 年度	年	月	日	法人コード	
所属 年度	年	月	日	法人名	

確認書

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名 印

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号、以下「整備法」という。）第 44 条の認定の申請をすに際し、当法人は、下記 1 のすべての事項に適合し、かつ、下記 2 のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 15 年法律第 49 号、以下「認定法」という。）第 5 条第 10 号及び第 11 号に規定する公益認定の基準
- 認定法第 6 条第 1 号ロからニまで、第 3 号及び第 6 号に規定する欠格事由



1 及び 2 を法人において確認した際の根拠資料（例えば、役員等就任予定者から提出を受けた誓約書、他の団体の理事等の兼務状況の届出書等がある場合はそれらの書類）は、行政庁への提出は不要です。ただし、10 年間はこれら資料をその主たる事務所に保存しておいてください。



認定後、確認事項に反する事実が判明した場合には、認定法 § 29 I ②の規定により、認定を取り消される場合もありますので、ご注意ください。

◆ 添付書類——確認書（注意事項）

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1-①（親族等である理事又は監事の合計数の制限）

認定法第5条第10号

各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と認定法施行令第4条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

1-②（相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限）

認定法第5条第11号

他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

2-①（理事、監事及び評議員の欠格事由）

認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けるこ

とがなくなった日から5年を経過しない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2-②（定款又は事業計画書の内容の法令等違反）

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反している。

2-③（暴力団員等による事業活動の支配）

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。

◆ 添付書類——事業・組織体系図



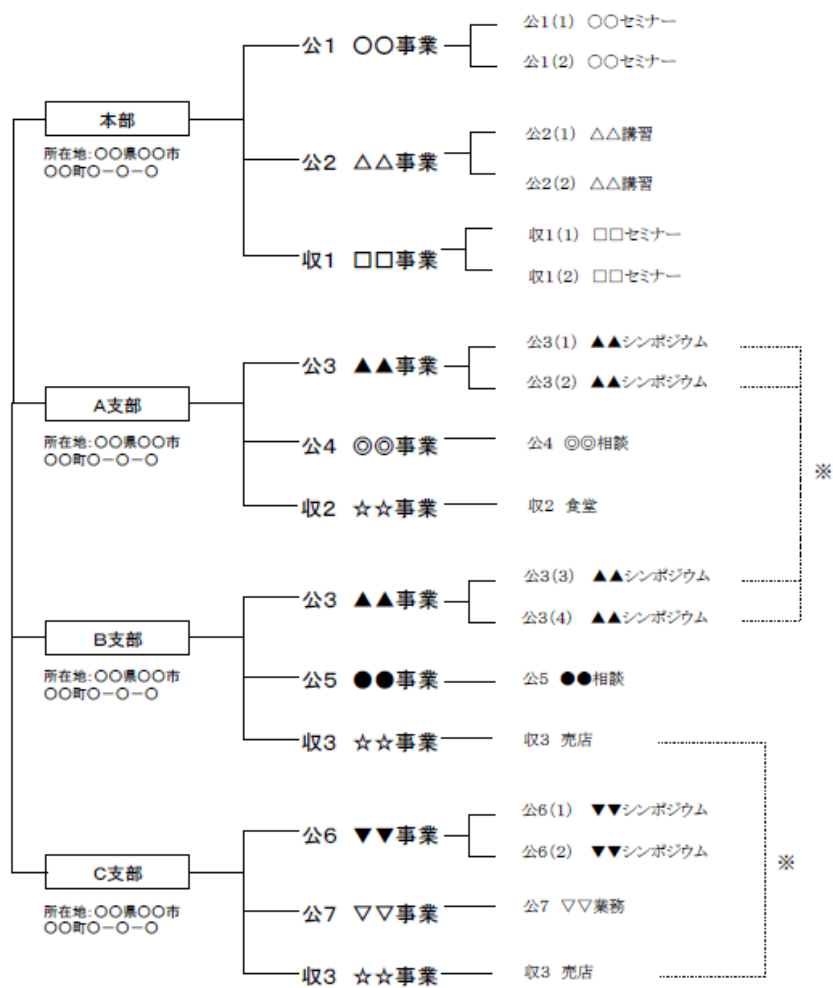
複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある法人は、法人全体の事業・組織の全体像、そして別紙 2 の掲げる各事業の位置づけや関連性の状況を、簡潔に説明していただく資料として、次の作成例を参考に事業・組織体系図を作成し、添付してください。（事務所や事業所等法人を構成する組織が単一で、かつ、その行う事業〔下の作成例に示す第三階層を構成する事業〕が単一の法人は、作成する必要はありません。）
 なお、事業所については、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず記載してください。

<作成例>

事業・組織体系図の作成上の留意点

- ① 一番左の階層（下図の「本部」の階層。「第一階層」という。）には、本部、各施設（又は各支部）を記載してください。その際、施設や事業所、支部事業所の所在地を併せて記載してください。（本部しかない場合には、この階層は記載する必要はありません。）
- ② 第一階層の右の階層（下図の「公1 ○○事業」の階層。「第二階層」という。）には、「事業の一覧」の事業番号と事業を記載してください。
- ③ 第二階層の右の階層（下図の「公1(1)○○セミナー」の階層。「第三階層」という。）には、第二階層を構成する事業を記載してください。（組織が単一の場合において、第三階層を構成する事業が一つしかない場合は、この事業・組織体系図を作成する必要はありません。）

事業・組織体系図の例



(※) 複数の施設（又は支部）において、事業の実態等から類似、関連するものがあれば括弧でも構いません。